

暴力団事務所の使用差止請求（センター訴訟制度）

大阪弁護士会 民暴委員会委員

心齋橋中央法律事務所 弁護士 荻野 数馬

1 暴力団事務所の危険性

暴力団事務所は、暴力団の勢力の誇示・威嚇の意味を持つだけでなく、「シノギ」と呼ばれる暴力団の資金獲得活動の場や、対立抗争の謀議の場、儀式の場などとして使われており、暴力団の指揮・命令・連絡の中核機能を担っています。このため、暴力団の対立抗争時に、暴力団事務所が対立する暴力団による攻撃の対象となり、付近の一般市民が流れ弾に当たるなどして、巻き添え被害に遭うことも少なくありません。

そのような被害を防止する対策として、付近に暴力団事務所がある場合、暴力団に対し、暴力団事務所の使用差止を請求する訴えを提起し、暴力団事務所として使わせないようにすることが考えられます。

2 訴え提起の問題点

ところが、訴えを提起する場合、裁判所に訴状を提出する必要がありますが、訴状には当事者を記載しなければなりません¹。訴状に、使用差止を請求する原告となる付近住民の住所・氏名を記載すれば、訴状を受け取った暴力団から、誰が使用差止を請求しているのかが丸わかりとなってしまう、暴力団から報復を受けるおそれがあります。このため、暴力団事務所の使用をやめさせたいと思っただけでも、なかなか訴えの提起に踏み切れないという実情がありました。

3 センター訴訟制度の新設

そこで、暴力団対策法が改正され、同法 3 2 条の 4 の新設により、適格都道府

¹ 民事訴訟法 1 3 3 条 2 項 1 号

県センターが、付近住民等²（付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者。）から委託を受け、付近住民等のために自己の名をもって、訴えを提起することができるようになりました。この「センター訴訟制度」を利用した場合、適格都道府県センターが原告となりますので、訴状には付近住民の住所・氏名を記載する必要がありません。付近住民は適格都道府県センターと委託契約を結び、適格都道府県センターは、弁護士に訴訟の追行を委任します³。ただし、弁護士費用等の訴訟に要する費用については、委託した付近住民等の負担になりますのでご注意ください。

平成26年2月、センター訴訟制度を利用した第1号事件として、適格都道府県センターである暴力追放広島県民会議が、暴力団事務所使用差止請求訴訟を提起し、暴力団は、暴力団事務所を引き払い、今後も暴力団事務所として使用しない旨を約束しました。その後、埼玉県、福岡県、神奈川県と続き、近時には京都府や兵庫県においても、センター訴訟制度が利用されています。

4 おわりに

大阪府暴力追放推進センターも、適格都道府県センターの1つですので、付近住民等の委託を受けて、自己の名で、暴力団に対し、暴力団事務所使用差止請求訴訟を提起することができます。付近の暴力団事務所の存在に悩んでいる方がおられましたら、大阪府暴力追放推進センターまでご相談ください。

² 暴力団対策法32条の3第2項6号

³ 暴力団対策法32条の4第3項

以上

※ 本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。
※ 禁転載